

# 西宮市私道舗装等整備に関する要綱

西 宮 市

令和6年4月

## 西宮市私道舗装等整備に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市道として認定することが困難な私道を市の助成で舗装等整備することにより、交通安全の確保及び生活環境の整備に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、敷地の全部又は一部が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されている道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。ただし、当該私道の入り口に門扉等が設置され宅地の一部と認められるもの、集合住宅の敷地内通路及びその他これらに類するものを除く。

2 この要綱において「舗装等整備」とは、私道における舗装整備工事（アスファルト舗装）をいう。

3 この要綱において「土地所有者」とは、助成を受けて工事を行おうとする私道の土地所有者をいう。

4 この要綱において「代表申請者」とは、土地所有者から委任され、市長との事前協議、申請その他の手続を行うものをいう。

5 この要綱において「共同所有型私道」とは、私道全体を複数の者が所有し、民法第249条（共有物の使用）の規定が適用されるものをいう。

### (助成の対象)

第3条 助成の対象は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する私道とする。

(1) 幅員は側溝を含み、原則として1.8メートル以上であるもの。

(2) 不特定多数の住民の利用に供され、又は供することができるもの。

(3) 公道より沿道の建物が概ね連たんし、当面の間、埋設物の設置等による路面の掘削が行われないもの。

(4) 沿道敷地からの排水が側溝、雨水桝等により適正に行われているもの。

(5) 一般交通及び舗装等整備に支障となる占用物件がないもの。

(6) 過去に同一箇所申請を行ったことがないもの。

(7) 土地所有者全員が工事を行うことについて承諾しているもの。ただし、共同所有型私道において土地所有者に所在等不明者がいる場合は、過半数が工事を行うことについて承諾しているものは、対象とすることができる。

(8) 舗装等整備後、その敷地を一般交通の用に供すること。

(9) 両端が公道に接続しているもの。ただし、一端が公道に接続し、他の一端が学校、幼稚園、保育園その他公共施設に通じているもの又は一端のみ

が公道に接続する私道で、当該私道を利用する世帯数が5以上あるものは、その利用形態により対象とすることができる。

(助成の内容)

第4条 助成の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 舗装等整備に関するもの。
- (2) 舗装等整備に伴う水道管、ガス管または下水道管等の地下埋設物の移設または補修等に係る工事費は、助成の対象としない。
- (3) 当該年度の予算額は、毎年公表する金額を上限とする。

(事前審査)

第5条 代表申請者は、舗装等整備の申請に先立ち、私道舗装等整備事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、事前審査を受けなければならない。

- 2 市長は、第3条第1号から第6号に適合しているかについて速やかに事前審査を行い、その結果を事前審査結果通知書(様式第2号)により代表申請者へ通知するものとする。

(申請)

第6条 事前審査結果通知書により第3条第1号から第6号に適合していると通知を受けた代表申請者は、同通知書に記載されている期間中、私道舗装等整備申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することができるものとする。

- (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 土地所有者承諾書兼委任状(様式第4号)
  - (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し(発行後3箇月以内)
  - (5) 当該私道を利用する世帯数が5以上あることが証明できる書類  
(住民票記載事項証明書等)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 代表申請者に変更があった場合には、遅滞なく市長に届出て承諾を受けるものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかに舗装等整備の可否を決定するものとする。

- 2 舗装等整備の可否は、私道舗装等整備承認通知書(様式第5号)又は私道舗装等整備不承認通知書(様式第6号)をもって通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により舗装等整備を行うことを決定した場合には、当該年度の予算の範囲内において工事を行うものとする。

(維持管理)

第8条 土地所有者は、舗装等整備がなされた私道について、その機能を損なわないよう自己の責任において適正な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、舗装等整備に関して必要な事項は、土木局長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

様式第1号

(付近見取図)

令和 年 月 日

西宮市長 様

代表申請者  
住所  
氏名  
TEL

### 私道舗装等整備事前協議書

下記の私道の舗装等整備について、事前審査をお願いします。

#### 記

- |                             |            |                          |
|-----------------------------|------------|--------------------------|
| 1. 私道の所在地                   | 西宮市        | 地先から<br>地先まで             |
| 2. 私道の構造                    | 平均幅員<br>面積 | m 延長<br>m <sup>2</sup> m |
| 3. 私道の利用状況 (利用世帯数)          |            |                          |
| 4. 路面掘削予定の有無                |            |                          |
| 5. 沿道敷地からの排水状況              |            |                          |
| 6. 一般交通及び舗装等整備に支障となる占用物件の有無 |            |                          |

様式第2号

西道補発第 号  
令和 年 月 日

様

西宮市長  
(公印省略)

## 事前審査結果通知書

(適合の場合)

令和 年 月 日に提出された私道舗装等整備事前協議書については、事前審査の結果、要綱第3条第1号から第6号に適合していることを通知します。なお、今後次の事項を遵守してください。

- ・私道舗装等整備申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和 年 月 日までに提出してください。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 土地所有者承諾書兼委任状(様式第4号)
  - (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し(発行後3箇月以内)
  - (5) 当該私道を利用する世帯数が5以上あることが証明できる書類  
(住民票記載事項証明書等)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
  
- ・上記の期日までに提出しなかった場合、本通知書は失効するものとします。

(不適合の場合)

令和 年 月 日に提出された私道舗装等整備事前協議書については、事前審査の結果、要綱第3条第 号に不適合のため、舗装等整備を行うことはできません。

様式第3号

令和 年 月 日

西宮市長 様

代表申請者

住所

氏名

TEL

## 私道舗装等整備申請書

下記私道の舗装等整備について、関係書類を添えて申請します。

### 記

- |           |      |                |    |              |
|-----------|------|----------------|----|--------------|
| 1. 私道の所在地 | 西宮市  |                |    | 地先から<br>地先まで |
| 2. 私道の構造  | 平均幅員 | m              | 延長 | m            |
|           | 面積   | m <sup>2</sup> |    |              |



## 土地所有者承諾書 兼 委任状

下記の私道について、舗装等整備が施行されることを承諾します。工事後は私道を一般交通の用に供するとともに、責任を持って適切に維持管理するよう努めます。また、舗装等整備の申請に関する一切の権限を下記の代表申請者に委任します。

代表申請者名 ○○ ○○

土地の地番	土地所有者氏名

- ※土地の地番、氏名は土地所有者が自筆にて記入すること。
- ※土地の登記事項証明書、公図の写し（発行後 3 箇月以内）を添付すること。

様式第5号

西道補発第 号  
令和 年 月 日

様

西宮市長  
(公印省略)

## 私道舗装等整備承認通知書

令和 年 月 日に申請された私道舗装等整備については、承認することに決定しましたので通知します。

様式第6号

西道補発第 号  
令和 年 月 日

様

西宮市長  
(公印省略)

### 私道舗装等整備不承認通知書

令和 年 月 日に申請された私道舗装等整備については、下記の理由により承認できないため通知します。

[理由]

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....